

特集

特集

1. ゼロカーボンシティの表明

(1) 脱炭素化に向けた世界の動き

近年、地球温暖化に伴う気候変動によって、世界各地では記録的な熱波、大規模な森林火災、洪水等が発生しています。日本でも台風や豪雨による甚大な被害が起きており、北九州市でも、平成30年の西日本豪雨で甚大な被害を受けました。

世界はまさに「気候危機」とも言うべき状況に直面しています。このような状況の中、将来的な被害を最小限に抑えるためには、産業革命前に比べて世界の平均気温の上昇を1.5℃までに抑える必要があり、そのためには2050年（令和32年）までに世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること、つまり、一日も早い「脱炭素社会の実現」が求められています。

(2) 日本国内の動き

令和2年10月の菅総理の所信表明演説において、「2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年（令和32年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」が宣言されました。

令和3年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、「2050年（令和32年）カーボンニュートラル」が基本理念として位置づけられるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組を推進する仕組み等が新たに規定されました。

同法において、脱炭素社会とは、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会」と定義づけられています。

(3) 北九州市ゼロカーボンシティの表明

「パリ協定」の締結以降、ノン・ステート・アクター（政府以外の自治体・企業等）による自主的な取組が重要視され、自治体レベルで、「脱炭素社会に向けて2050年（令和32年）のCO₂排出量の実質ゼロを目指す宣言」を行う動きが広がっています。日本国内でも、令和元年5月の東京都を皮切りに、多くの自治体が宣言を行っています。

本市においても、国と歩調を合わせ、令和2年10月29日に、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。今後、「環境と経済の好循環」による脱炭素社会の実現を目指して取組を推進するとともに、環境国際協力等を通じて国内外の脱炭素化に貢献していきます。



「ゼロカーボンシティ」宣言

2. 北九州市気候非常事態宣言

「気候非常事態宣言」とは、地球温暖化による気候変動を人類にとっての「非常事態」と位置づけ、危機感を共有して具体的な対策を行うことを表明する宣言で、2016年（平成28年）12月にアバイン市（オーストラリア）が、行政機関として初めて宣言しました。

北九州市議会において、令和3年3月に、「気候非常事態を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた政策のより一層の推進を求める」旨の決議が全会派一致で可決されました。

また、同年6月5日（環境基本法で規定される「環境の日」）には、市民や企業、行政等あらゆる主体と気候変動問題への危機感を共有して機運醸成を図るため、本市として、『環境と経済の好循環によるゼロカーボンシティ実現に向けた北九州市の決意（北九州市気候非常事態宣言）』を表明しました。

3. 2025年度本市公共施設の再エネ100%電力化に向けた取組

(1) 取組開始の経緯

本市は、これまで、若松区の響灘地区を中心に太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）や高効率火力発電、バイオマス発電などの低炭素発電所の集積を図る「地域エネルギー拠点化推進事業」を推進してきました。2025年（令和7年）には響灘の港湾エリアに22万kWの洋上風力発電所が稼働する予定です。

また、本市はゼロカーボンシティの表明以降、その実現に向けて、CO₂排出量への影響が多い電力分野に着目し、これまで集積してきた再エネを活かした取組を軸に、検討を開始しました。

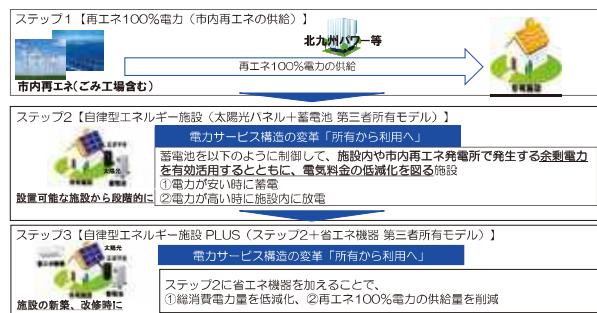
しかし、再エネの活用には、天候の影響を受けやすく不安定など様々な課題があります。

そこで本市は、早期に再エネを普及し、ゼロカーボンシティを実現するため、再エネ100%電力を安定的かつ

安価に導入する「再エネ 100% 北九州モデル」を構築し、このモデルのステップ 1 として、2025 年度（令和 7 年度）本市公共施設の再エネ 100% 電力化への取組を開始しました。

(2) 再エネ 100% 北九州モデル

本モデルは、下に示すとおり、3 つのステップで構成しています。本市はこのモデルを広く普及し、北九州都市圏域で連携した脱炭素の取組を推進します。



再エネ 100% 北九州モデルの概要

4. 洋上風力発電シンポジウム(オンライン)の開催

(1) 開催の趣旨

洋上風力発電は、国のエネルギー基本計画に明記されているとおり、「再エネの主力電源化」に向けた重要な取組のひとつです。平成 31 年 4 月、「再エネ海域利用法」が施行され、一般海域における洋上風力発電事業に関する新たなルールの運用が始まることなど、今後ますます整備が進むことが見込まれています。

このような状況の中、本市を含めた多くの都市において、洋上風力発電事業の本格的な実施に向け、各種装置の製造や組立て、設置などの産業化に大きな期待が集まっています。

一方、洋上風力発電事業の展開に当たっては、適地の選定や関係者との調整、確実な施工、設備の維持管理などを支える幅広い人材が必要であり、その育成が大きな課題となっています。

そこで本市は、風力発電に取り組む国内関係機関を招聘し、風力発電の導入、産業化、人材育成についてご講演いただくとともに意見交換を行うなど、日本全体で風力発電の人材育成を考える契機とするため、洋上風力発電シンポジウムを開催しました。

(2) 開催概要

本シンポジウムは北州市役所本庁舎を拠点とし、全国に向けてオンライン形式により開催しました。全国の個

人、行政・各種団体・教育機関、企業から総数 284 名の参加申し込みがありました。

本シンポジウムを通じ、洋上風力発電の推進及び人材育成のために企業、教育機関、行政が一体となって取組を進めることの重要性が確認されました。



市長による挨拶

5. 電気自動車を活用したSDGs連携協定の締結

(1) 経緯

近年、地球温暖化の影響と考えられている、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、地域において防災能力を高める取組が必要とされています。

令和 2 年 6 月、本市は、九電グループと日産自動車グループの 3 者で、電気自動車を活用した「災害対応力の強化」と「低炭素社会の実現」を目指した SDGs 連携協定を締結しました。

(2) SDGs 連携協定の内容

本協定は、災害により市内で大規模な停電が発生した場合に、九州電力グループから詳細な停電地域の情報を提供してもらい、これを基に、公用車として所有する電気自動車に加え、日産グループから電気自動車「日産リーフ」を無償で借用し、停電した避難所などに電力の供給を行うものです。

また、平常時においては、電気自動車を活用した低炭素社会の実現に向けた啓発を行い、環境意識・防災意識の向上を図ります。



北九州市、九電グループ及び日産自動車グループによる
SDGs連携協定締結式 (R2.6.22)



6. 2020 北九州SDGs未来都市アワード

(1) 事業について

SDGsやESDの活動を顕彰することで、SDGsやESD活動者の意欲の向上と、北九州市のSDGsやESDのさらなる推進を図るため、「北九州SDGs未来都市アワード」を北九州ESD協議会との協働により実施しました。

(2) 応募資格

北九州市内を中心にSDGsやESDの普及に貢献し、SDGsの達成に寄与する活動を展開している学校・団体・企業の活動。

(3) 令和2年度の受賞数と今後の取組

令和2年度は49件の応募があり、13件を受賞者として決定しました。

今後も本表彰を通じて北九州市内のSDGsやESD活動のさらなる推進を図ります。



令和2年度 SDGs 大賞受賞団体

7. エコライフステージ2020 オンラインで開催

(1) 目的

北九州エコライフステージは、環境未来都市である北九州市内で環境活動を展開する市民団体・NPO・企業・学校・行政等のPR活動を支援すると同時に、市民の環境に対する意識の向上に資する取組やエコライフを協働で提案する機会や交流の場を提供するものです。

(2) 事業内容

北九州エコライフステージは、今年で19回目を迎え、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、より広い範囲への周知を目指し、さまざまなエコイベントを10月～11月の期間中にオンラインイベントを中心に、一部対面にて開催しました。



「さかなクン」講演



オンライン企画

(3) 成果

エコライフステージ2020では、「オンラインでつながる 広がる エコライフの環」をテーマに、新たな試みであるオンラインや小規模イベントで開催したことにより、北九州市民の環境活動への取組を全国に発信することが出来、出展者同士の交流や来場者とのつながりが生まれるなど、新たな市民環境力の向上が図れました。

(4) 今後の取組

今後も持続可能な社会を目指して、これまで以上に民間企業、NPO等の協力を得ながら、市民環境力の持続的発展のため、大規模イベントやオンラインイベント等を活用し、市内外の幅広い世代への普及啓発に取り組みます。

8. 「食品ロスダイアリー」市民モニター調査の実施

北九州市の家庭からは、年間約2.6万トン（1世帯あたり約61kg）の「手つかず食品」や「食べ残し」などの食品ロスが発生し、家庭ごみ量の約2割を占めています。

このような食品ロスの削減は、家庭ごみ減量の重要な課題となっています。

そこで、食品ロスの発生原因及び発生量などの実態を把握し、今後の削減対策や家計の節約にも活かすため、家庭におけるダイアリーの記録に協力していただく市民モニター調査を実施しました。

(1) 「食品ロスダイアリー」市民モニター調査の概要

食品ロスダイアリーとは、家庭での「食べ残し」などの食品廃棄の状況を日記形式で記録し、食品ロスの発生実態を「見える化」するツールです。

市民モニターを募集し、対象となった市民モニターの方に、廃棄した「手つかず食品」や「食べ残し」の量や理由などを「食品ロスダイアリー」に一定期間記録し、提出してもらいました。



(2) 記録期間

令和2年8月3日～8月30日の4週間。

(3) 調査対象市民モニター世帯数

ダイアリー提出数は198世帯（応募数は238世帯）。

(4) 市民モニターの結果

ダイアリーを記録することによって、約7割の世帯において、食品ロスの減少傾向が見られました。このことから数値による可視化が効果的であると考えられます。

また、約9割の世帯が、ダイアリーを記録することが食品ロス削減のきっかけとなり、取組として効果的であるとアンケートで答えています。



食品ロスダイアリー



特集

【新型コロナウイルス感染症関連】

新型コロナウイルス感染症に対する取組状況

1 市民へのホームページでの注意喚起

(1) 感染症に係るマスク等の廃棄方法のお願い

感染者が使用したマスクやティッシュ等の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物については、ごみ袋等に入れ、封をして排出するようお願いしています。

(2) 焼却工場へのごみの持ち込みに関するお願い

不要不急のごみの持ち込みは控え、やむを得ず持ち込む場合は、マスクの着用など感染防止への協力をお願いしています。

2 事業者への注意喚起及び要請

(1) 感染性廃棄物処理への対策

産業廃棄物処理業者、焼却工場及び資源化施設の委託事業者に対して、国のマニュアルやガイドラインに基づき、作業者への感染防止など感染性廃棄物の適正処理を徹底するようお願いしています。

また、産業廃棄物処理業者に対し、環境省等が作成したチラシや通知文を郵送するとともに、市ホームページにおいても掲載し、注意喚起を行っています。

(2) 一般廃棄物処理への対策

家庭ごみの収集等に従事する委託業者に対して、市が作成しています「感染症流行時の一般廃棄物処理業務継続マニュアル」に基づき、安全かつ安定的な廃棄物の適正処理を行うよう、注意喚起を行いました。

また、収集業務を継続的に実施するため、「感染症流行時の家庭ごみ等収集業務継続計画」を作成し、委託業者へ計画に基づき業務を実施するように、注意喚起を行っています。

一般廃棄物処理事業者に対しては、廃棄物処理における感染対策を促す注意喚起および各種支援制度を市ホームページに掲載してお知らせしています。